

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則
第 48 条第 2 項の規定による認定基準

I (趣旨)

この基準は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第 48 条第 2 項の規定による認定に係る畜舎等（以下「計画畜舎等」）について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものを定めるものである。

II (適用の範囲)

この基準は、計画畜舎等及び敷地が建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項で定める基準に適合する場合であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用することができる。

1 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 1 号に掲げる空地が(1)に掲げるものであるときは、(2)の基準を満たすもの

(1) 空地は将来にわたり安定的に存続するものであり、以下の項に定めるものとする（以下「公共公園等」という。）

ア 都市計画法による公園、緑地、広場及びその他の公共空地又は都市公園法による公園及び緑地

イ 面積 0.25 ヘクタール以上の空地

(2) 計画畜舎等、敷地及び公共公園等が、以下の基準を満たしているもの

ア 敷地が公共公園等の一部に含まれるものであること

イ 敷地が含まれる公共公園等は道路（建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路並びに同条第 2 項及び第 4 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるものをいい、省令 48 条第 1 項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）に 2 メートル以上有効に接していること

ウ 計画畜舎等における省令第 63 条第 4 号の規定により特定される 2 以上の避難口から公共公園等を通じて道路に有効に接する部分までの間、有効幅員 1.5 メートル以上の通路が確保されていること

エ 公共公園等の所有者又は管理者から計画畜舎等の使用者及び利用者の通行に係る同意が得られていること

オ 計画畜舎等は公共公園等の維持管理及び一体的利用のために必要と認められるものであること

2 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 2 号に掲げる道が国、地方公共団体並びにこれに準ずる公的機関（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する公益法人を含む。以下「公共団体等」という。）が所有又は管理し、将来にわたりその担保性が認められるもの（以下「道等」という。）である場合で、計画畜舎等、敷地及び道等が以下の基準を満たしているもの

- ア 敷地が道等に2メートル以上有効に接していること
- イ 敷地が接する道等は、道路に接続する部分まで幅員4メートル以上確保されていること
- ウ 計画畜舎等における省令第63条第4号の規定により特定される2以上の避難口から当該道等に有効に接する部分までの間、有効幅員1.5メートル以上の敷地内通路が確保されていること
- エ 計画畜舎等は、当該道を建築基準法第42条第1項に規定する道路とみなして省令第46条の規定を適用した場合に、適合したものであること
- オ 道等は、一般通行の用に供されているものであること

3 建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に掲げる通路が以下に掲げる場合

- (1) 敷地と道路に挟まれた公共団体等が所有又は管理する避難及び通行上支障がないと認められる構造の河川、緑道その他これらに類する通路（以下「通路状河川等」という。）が存在する場合で、計画畜舎等の敷地及び通路状河川等が以下の基準を満たしているもの

- ア 敷地が通路状河川等に2メートル以上有効に接しており、かつ、通路状河川等が道路に2メートル以上有効に接していること
- イ 計画畜舎等における省令第63条第4号の規定により特定される2以上の避難口から当該通路状河川等を通じて道路に有効に接する部分までの間、有効幅員1.5メートル以上の通路が確保されていること
- ウ 通路状河川等は一般通行の用に供されているものであること
- エ 敷地が通路状河川等に接する部分に、通路状河川等が接する道路があるものとして省令第46条の規定を適用した場合に、適合したものであること

- (2) 計画畜舎等及びその敷地が次のいずれかに該当し、かつ、その整備予定の道路等を建築基準法第42条第1項に規定する道路とみなして省令第46条の規定を適用した場合に、適合したものであること

- ア 計画畜舎等が土地区画整理事業において土地区画整理法第76条の許可を受けたものであるときは、その敷地が土地区画整理事業により築造予定の道路に2メートル以上有効に接するもの
- イ 計画畜舎等の前面道路（幅員4メートル以上のものに限る。）に接する敷地の部分が、当該道路の拡幅事業に伴い道路管理者等を買収されたことにより、接道規定を満たさないこととなったもので敷地及び通路が次の基準を満たしているもの
 - ・敷地は拡幅整備予定部分に2メートル以上有効に接していること
 - ・拡幅整備予定部分の有効幅員が2メートル以上あること
 - ・敷地が拡幅整備予定部分に接する部分に、道路があるものとして省令第46条の規定を適用した場合に、適合したものであること（現況幅員をもって道路幅員とする。）
 - ・道路管理者が道路拡幅予定地として認めているものであること
 - ・拡幅整備予定部分の土地を公共団体等が所有していること

- ・ 拡幅整備等の事業は、一定の区間にわたるものであること
- ウ 計画建築物の前面道路（幅員 4メートル以上のものに限る。）を市町村の指導要綱等に基づく行政指導により更に拡幅する場合において、当該拡幅部分の土地の区域が存在することにより接道規定を満たさないこととなる敷地で、その拡幅後の道路に 2メートル以上有効に接するもの

附 則

この基準は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。